

公立大学法人青森公立大学事務専決規程

平成21年4月1日

規程第24号

改正 平成22年 3月規程第 9号
平成23年 3月規程第 6号
平成23年 3月規程第 9号
平成30年 3月規程第 10号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めのあるものを除き、理事長の権限に属する公立大学法人青森公立大学の事務の決裁について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事務の処理に関し意思決定することをいう。
- (2) 専決 特定の事務の処理に関し理事長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 理事長又は専決できる者(以下「専決権者」という。)が不在のため、理事長又は専決権者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在 専決権者が欠けたとき、又は理事長若しくは専決権者が旅行、病気その他の理由により事実上決裁できないことをいう。

(専決事項)

第3条 副理事長、学長、学部長、研究科長、事務局長(以下「局長」という。)及びグループリーダーは、別表に掲げる事務について、同表に定めるところにより専決することができる。ただし、同表に明示されていない事務であっても、当該事務の内容、重要度等に応じ、各専決権者において専決することが適当と認められるものについては、専決することができる。

2 前項に規定により専決することができる事務であっても、異例若しくは重要と認められるもの又は疑義のあるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第4条 理事長が不在のときは、副理事長がその事務を代決する。

- 2 理事長及び副理事長がともに不在のときは、局長がその事務を代決する。
- 3 副理事長の専決事項について、副理事長が不在のときは、局長がその事務を代決する。
- 4 学長の専決事項について、学長が不在のときは、事務の内容に応じ、学部長、研究科長又は局長がその事務を代決する。
- 5 学部長の専決事項について、学部長が不在のときは、局長がその事務を代決する。
- 6 学部長及び局長がともに不在のときは、次長がその事務を代決する。

- 7 学部長、局長及び次長がともに不在のときは、所管のグループリーダーがその事務を代決する。
- 8 研究科長の専決事項について、研究科長が不在のときは、局長がその事務を代決する。
- 9 研究科長及び局長がともに不在のときは、次長がその事務を代決する。
- 10 研究科長、局長及び次長がともに不在のときは、所管のグループリーダーがその事務を代決する。
- 11 局長の専決事項について、局長が不在のときは、次長がその事務を代決する。
- 12 局長及び次長がともに不在のときは、所管のグループリーダーがその事務を代決する。
- 13 グループリーダーの専決事項について、グループリーダーが不在の場合は、チームリーダーを置くときにあってはチームリーダーが、チームリーダーを置かないときにあっては当該事務を所管する副参事又は主幹（副参事若しくは主幹が不在のとき又は副参事若しくは主幹を置かないときにあっては当該事務を所管する主査）がその事務を代決する。
- 14 グループリーダー及びチームリーダーがともに不在のときは、当該事務を所管する主幹（主幹が不在のとき又は主幹を置かないときにあっては当該事務を所管する主査）がその事務を代決する。

（専決及び代決の報告）

第5条 この規程に基づいて専決又は代決した者は、その事務の内容について必要と認めるときは、文書又は口頭により上司に報告するものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第9号）

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第6号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第9号）

（施行期日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 10 号）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。